

香芝市告示第96号

香芝市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月8日

香芝市長 三橋和史

香芝市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱
香芝市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（令和7年告示第186号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正案	現行
(管理責任者等) 第3条 [略] 2 [略] 3 [略] (1)～(3) [略] (4) 総務部 <u>総務情報課</u> の職員 (5)・(6) [略] 4 [略]	(管理責任者等) 第3条 [略] 2 [略] 3 [略] (1)～(3) [略] (4) 総務部 <u>管財課</u> の職員 (5)・(6) 4 [略]

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。